

超大規模防火対象物等における自衛消防活動のあり方に関する検討部会
第3回会合 議事要旨

1 日 時

平成31年2月13日（水）10時00分から11時20分

2 場 所

一般財団法人 日本消防設備安全センター 第1会議室

3 出席者

(1) 部会員

小林部会長、森山副部会長（欠席）、水野部会員、岩佐部会員（欠席）、小野部会員、古泉部会員、田上部会員、熊谷部会員、町田部会員、村上哲也部会員、村上弘部会員、山本部会員、沖部会員、川島部会員（代理出席 大久保主査）、鈴木部会員、三浦部会員、村上敏彦部会員

(2) 事務局

菅原審議官、鈴木予防課長、鈴木違反処理対策官（併）課長補佐、坂本企画調整係長（併）制度係長（併）防災管理係長、木村総務事務官、段総務事務官、川橋総務事務官

4 配布資料

資料3-1 報告書案

資料3-2 大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドラインの改訂案

参考資料3-1 超大規模防火対象物等における自衛消防活動のあり方に関する検討部会
第2回会合 議事要旨（案）

5 議 事

(1) 報告書案及び大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドラインの改訂案について

(2) その他

6 議事内容（○：部会員発言、●：事務局発言）

(1) 議題1 「報告書案及び大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドラインの改訂案」について、資料3-1及び資料3-2を使用し、事務局から説明

○ 報告書とガイドラインの両方が公表されるという認識でよろしいか。

● その認識で間違いない。

○ シナリオの中で4つ目の施設については、想定される隊長の対応が記載されていないが、何か理由があるのか。

- 4施設目の想定される対応については、セキュリティの観点から掲載して欲しくないと関係者側から意見があったため、記載せず、シナリオのみを記載する予定である。
- 4施設目のみ想定される対応が記載されていない状態で補足説明等もないままだと、初見の人からすると理由が分からない。
- 補足説明を追記できないか検討する。

- ブラインド型図上訓練を実施することによって、通常の訓練も効率よく実施できるようにという意図があると思われるが、消防法令上の訓練の方法については、今回のガイドラインには記載されていないのか。
- 消防法令上の訓練に関しては、従来のガイドラインに記載されているが、超大規模防火対象物等については、従来の実施方法だけでは自衛消防活動の実効性が担保されるかということ、不透明な部分が見受けられる。また、従来の訓練は、想定が事前に付与された上でシナリオに沿って訓練を実施するため、初期消火成功や避難完了など、成功する訓練が多く見受けられた。そのため、ブラインド型図上訓練を実施することで、本部隊の隊員に実際に悩んでいたり、どのような活動をすれば良いのか考えていただく訓練を新たに取り入れていただくことを推奨したいと考えている。
- つまり、図上訓練で得た気づきを、総合訓練に反映させるという意図もあるということによるのか。
- そのとおりである。

- 訓練の内容を詳細に記載されていて、とても分かりやすいと思う。さきほど、設定条件がとてもシビアであるという意見があったが、実際の災害では、想定以上に火災が発生することや、複雑な条件に陥ることも思料されるが、想定していた事象以上の災害についても検討すべきであるといった記載をする予定はあるか。
- シビアアクシデントについては記載する予定である。

- 消防法第8条に基づいて活動していると思われるが、あくまで法8条については、前提として管理権原者がいて、その下に防火管理者がいて、その下に地区隊の活動隊員がいる法令に基づいて的確な活動をすることが原型だと思うが、実際には、委託契約しているビルの管理会社やビルメンテナンス会社の社員がいて、その人たちが中心となって対応している建物が多くあると思う。本来の求めるべき状態ではなく、地区隊が年に1～2回程度訓練したところで成果を出すことは非常に難しいのではないかと思うが、この点についてどのように整理し、考えているか。
- おっしゃる通り、実際には本部隊だけで活動するのではなく、地区隊の人たちと協力して活動をする必要があるため、段階的に地区隊の人たちも訓練に参加していくことが求められていると思う。
- 現状に併せて、法令の運用方法を検討するなど、対策を講じていくことが求められる。

(2) 議題2「その他」について、事務局から説明

- 本日のご意見を踏まえ、事務局において報告書案とガイドライン改訂案を一部修正し、その後、部会長一任でとりまとめさせていただきたいと考えているが、いかがか。
- 異議なし。